2006年5月18日

各　位

上場会社名　三菱商事株式会社
代表者名　代表取締役社長 小島順彦
コード番号　8058
本社所在地　東京都千代田区丸の内
2丁目3番1号
問合せ先　広報部報道ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ 内村雄介
03－3210－2172

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の定例取締役会において、定款の一部変更について承認を求める議案を、平成18年6月27日開催予定の平成17年度当社定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．変更の内容及び理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)の施行に伴い、当社定款を変更するものであります。

具体的な変更の内容及び理由は、別紙のとおりであります(変更部分は下線で示しております)。

2．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日

以 上

（別紙）

現行定款	変更案	変更理由
第１章　総　則 （商　号） 第１条　本会社は三菱商事株式会社と称する。 英文では Mitsubishi Corporation 又はMitsubishi Shoji Kaisha, Limited とする。 （目　的） 第２条　本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 22.　（条文の記載省略） （本店の所在地） 第３条　本会社は本店を東京都千代田区に置く。	第１章　総　則 （商　号） 第１条　本会社は、三菱商事株式会社と称する。 英文では Mitsubishi Corporation 又はMitsubishi Shoji Kaisha, Limited とする。 （目　的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 22.　（現行どおり） （本店の所在地） 第３条　本会社は、本店を東京都千代田区に置く。	本定款における表記の統一を図るものであります。（以下、変更案第２条、第３条、第５条、第６条、第９条、第11条、第12条、第14～第17条、第20～第23条、第25条、第28条、第29条、第31条、第32条、第34条、第35条もこれに同じ。）
（新　設）	（機　関） 第４条　本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	会社法のみなし規定に対応して、新設するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
（公告の方法） 第４条　本会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　本会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報又は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	電子公告制度を採用するとともに、電子公告によることができない場合の公告方法の選択肢を広げるものであります。
第２章 株　式 （発行する株式の総数） 第５条　本会社の発行する株式の総数は25億株とする。	第２章 株　式 （発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、25億株とする。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（自己株式の取得） 第６条　本会社は、取締役会の決議をもって自己株式の買受け（商法第211条の３第１項第２号に規定する買受けをいう）を行うことができる。	（自己の株式の取得） 第７条　本会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式の取得（会社法第165条第２項に規定する取得をいう）を行うことができる。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（新　設）	（株券の発行） 第８条　本会社は、株式に係る株券を発行する。	会社法のみなし規定に対応して、新設するものであります。
（１単元の株式の数、単元未満株券の不発行及び単元未満株式の買増し） 第７条　本会社の１単元の株式の数は100株とする。 本会社は１単元の株式の数に満たない株式（単元未満株式という。以下同じ）に係る株券を発行しない。ただし、本会社が特に必要と認める場合は発行することができる。	（単元株式数、単元未満株券の不発行及び単元未満株式の買増し） 第９条　本会社の単元株式数は、100株とする。 前条の規定にかかわらず、本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、本会社が特に必要と認める場合は、発行することができる。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
本会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、本会社にその単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となる株式の売渡しを請求することができる。	本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、本会社にその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。	
（新設）	（単元未満株主の権利） 第10条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条第３項に規定する請求をする権利	会社法の施行に伴い、単元未満株主の権利に関する規定を新設するものであります。
（株券の種類） 第８条　本会社の発行する株券の種類は取締役会の定めるところによる。	（株券の種類） 第11条　本会社の発行する株券の種類は，取締役会の定めるところによる。	
（名義書換代理人） 第９条　本会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株	（株主名簿管理人） 第12条　本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原	会社法のみなし規定に対応して、表現を変更するものであります。 会社法の施行に伴い、新株予約権原簿に関する事務を新たに株主名簿管理人に委託するほか、会社法の条文に合わせて表現を変更するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、本会社においてはこれを取り扱わない。	簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。	
（株式の取扱い） 第10条　株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する手続及びその手数料については、一般の慣行を参酌して取締役会で定める。	（株式の取扱い） 第13条　株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する手続及びその手数料については、一般の慣行を参酌して取締役会で定める。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（基準日） 第11条　本会社は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 前項その他定款に定めがある場合のほかに必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、株主又は質権者の権利を行使すべき者とみなすことができる。	（基準日） 第14条　本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。 前項その他定款に定めがある場合のほかに必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、株主又は質権者の権利を行使することができる者とみなすことができる。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。

現　行　定　款	変　更　案	変　更　理　由
第３章 株主総会 （株主総会の招集時期） 第12条　定時株主総会は毎年６月これを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。	第３章 株主総会 （株主総会の招集時期） 第15条　定時株主総会は、毎年６月これを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。	
（議 長） 第13条　株主総会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	（議 長） 第16条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	
（議決権の代理行使） 第14条　株主は議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第17条 株主は、議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。	会社法の施行により、議決権行使に係る代理人の数を制限できることに伴い、変更するものであります。
（新 設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示） 第18条　本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	会社法の施行に伴い、より充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示する旨の規定を新設するものであります。
（決議の要件） 第15条　株主総会の特別決議（商法第343条に規定する決議をいう）は、総株主の議決権	（決議の要件） 第19条　株主総会の特別決議（会社法第309条第２項に規定する決議をいう）は、議決権	会社法の条文に合わせて、引用条文及び表現を変更するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。 前項以外の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。	を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。 前項以外の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。	
第４章 取締役、取締役会及び執行役員	第４章 取締役、取締役会及び執行役員	
（取締役の選任） 第16条　取締役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任決議は累積投票によらない。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（取締役の任期） 第17条　取締役の任期は就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（代表取締役及び役付取締役） 第18条　取締役会の決議をもって代表取締役を定める。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を定めることができる。	取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。	
（取締役会の招集） 第19条　取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の少なくとも３日前に発する。	（取締役会の招集） 第23条　取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に差し支えがあるとき又は欠員のときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の少なくとも３日前に発する。	
（新設）	（取締役会の決議の省略） 第24条　本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	会社法の施行により、書面又は電磁的記録による取締役会の決議が可能となったことに伴い、取締役会が機動的に運営できるよう、規定を新設するものであります。
（取締役の報酬） 第20条　取締役の報酬は株主総会の決議をもって定める。	（取締役の報酬等） 第25条　取締役の報酬等（会社法第361条に定める報酬等をいう）は、株主総会の決議によって定める。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
（取締役の責任軽減） 第21条　本会社は、取締役会の決議（商法第266条第12項の規定に基づく決議をいう）をもって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 本会社は、社外取締役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（商法第266条第19項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。	（取締役の責任軽減） 第26条　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 本会社は、社外取締役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第427条第１項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。	会社法の条文に合わせて、引用条文及び表現を変更するものであります。
（執行役員） 第22条　取締役会の決議をもって執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。 取締役会の決議をもって、代表取締役の中から社長を定めるほか、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。	（執行役員） 第27条　取締役会の決議によって執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。 取締役会の決議によって代表取締役の中から社長を選定するほか、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
第５章 監査役及び監査役会	第５章 監査役及び監査役会	
（監査役の選任） 第23条　監査役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。	（監査役の選任） 第28条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
（監査役の任期） 第24条　監査役の任期は就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。	（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（常勤の監査役及び常任監査役） 第25条　監査役の互選をもって常勤の監査役を定める。また、常勤の監査役のなかから常任監査役を定めることができる。	（常勤の監査役及び常任監査役） 第30条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するとともに表記を一部改めるものであります。
（監査役会の招集） 第26条　監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の少なくとも３日前に発する。	（監査役会の招集） 第31条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも３日前に発する。	
（監査役の報酬） 第27条　監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。	（監査役の報酬等） 第32条　監査役の報酬等（会社法第387条に規定する報酬等をいう）は、株主総会の決議によって定める。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（監査役の責任軽減） 第28条　本会社は、取締役会の決議（商法第280条第１項において準用する商法第266条第12項の規定に基づく決議をいう）をもって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。	（監査役の責任軽減） 第33条　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。	会社法の条文に合わせて、引用条文及び表現を変更するものであります。
（新設）	本会社は、社外監査役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とす	会社法の施行により、社外監査役との責任限定契約の締結が可能となったことに伴い、社外監査役

現行定款	変更案	変更理由
	る契約（会社法第427条第１項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。	が期待される役割を十分発揮できるよう、規定を新設するものであります。
第６章 計　算 （営業年度及び決算） 第29条　本会社の営業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとする。 決算は毎営業年度末に行う。	第６章 計　算 （事業年度） 第34条　本会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。 （削 除）	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（利益配当） 第30条　本会社の毎営業年度の利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対しこれを支払う。 （現行第31条から移行）	（剰余金の配当） 第35条　本会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、期末配当を行うことができる。 前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、中間配当を行うことができる。	会社法の条文に合わせて、表現を変更するものであります。
（中間配当） 第31条　本会社は取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し中間配当金（商法第293条の５の規定により分配する金銭をいう。以下同じ）を支払うことができる。	（変更案第35条第２項に移行）	

現行定款	変更案	変更理由
（配当金の除斥期間） 第32条　利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第36条　期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。	前条に合わせて、表現を変更するものであります。